

令和5年4月1日からの入札制度の変更等のお知らせ

1 法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出及び概算額公表・確認について

(1) 趣旨

法定福利費を適正に負担する企業による公正で健全な競争環境を構築するための取組みとして、受注者による法定福利費額を明示した請負代金内訳書の提出、及び発注者による予定価格に占める法定福利費概算額の公表等を行います。

(2) 対象工事

日光市建設工事請負契約書による契約を締結する全ての工事
ただし、当面の間、水道工事を除く予定価格2,000万円以上の建設工事とします。

(3) 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出

① 提出期限

契約締結後14日以内（契約書約款第3条に基づき提出）

② 記載内容

- ・請負代金内訳書は、工事費内訳書に準じた内容を記載（押印省略可）
- ・法定福利費額は、工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険、及び雇用者保険の法定の事業主負担額の合計額を記載

③ 算出方法

国土交通省の作成した「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適正に算出してください。

※詳細は国土交通省ホームページ「建設業における社会保険加入対策について」をご覧ください。

(4) 予定価格に占める法定福利費概算額の公表

電子入札システム「入札・見積結果情報閲覧の備考欄」において公表

※電子入札案件のみ

(5) 法定福利費額の確認

請負代金内訳書に明示された法定福利費額が、発注者が示す法定福利費額の1/2未満である場合は、算出根拠を確認させていただきます。

(6) 適用期間

令和5年4月1日以降の入札公告又は入札通知するものから適用

2 建設工事請負契約書等の一部改正について

国及び栃木県の改正等に伴い、以下の契約書等を改正しました。

令和5年度4月1日以降に締結する契約については、改正後の契約書等が適用されますので
ご留意願います。

○一部改正された契約書等

●建設工事請負契約書（鏡）及び変更契約書（鏡）

●建設工事請負契約書約款第3条、第31条、第49条

●業務委託契約書約款第46条

○日光市HP 『契約留意事項「建設工事及び建設工事関連業務委託の契約について」』

【お問い合わせ先】

日光市役所 財務部 契約検査課 契約係

TEL 0288-21-5134

FAX 0288-21-5137